

基本点数表(令和4年4月1日入所調整分より適用)

(1) 保護者が存在し、養育を行っている場合

事由	細目	基本点数	
1 被雇用	月150時間以上の就労を常態とする。	10	
	月120時間以上の就労を常態とする。	8	
	月90時間以上の就労を常態とする。	6	
	月60時間以上の就労を常態とする。	4	
2 自営業・農業・漁業	中心者	月150時間以上の就労を常態とする。	10
		月120時間以上の就労を常態とする。	8
		月90時間以上の就労を常態とする。	6
		月60時間以上の就労を常態とする。	4
	協力者（給与が支給されているものに限る。）	月150時間以上の就労を常態とする。	10
		月120時間以上の就労を常態とする。	8
		月90時間以上の就労を常態とする。	6
		月60時間以上の就労を常態とする。	4
協力者（上記の協力者を除く。）	月120時間以上の就労を常態とする。	8	
	月90時間以上の就労を常態とする。	6	
	月60時間以上の就労を常態とする。	4	
3 内職	月150時間以上の就労を常態とする。	8	
	月120時間以上の就労を常態とする。	6	
	月60時間以上の就労を常態とする。	4	
4 妊娠・出産	妊娠・出産	10	
5 病気・疾病・障害（入院以外の項目については該当する項目の基本点数を加算する（上限10点）。）	治療のため入院（1箇月以上にわたると見込まれるものをいう。）	10	
	入院予定	7	
	日常生活や社会生活上の一定の制限	1	
	要他者援助（部分的）	3	
	要他者援助（生活の大半）	4	
	要他者援助（常時介護）	5	
	保育不可能	5	
部分保育可能	2		
6 同居親族の介護	月120時間以上の常時介護若しくは看護又は週5日以上通院若しくは通所の付添いを行っている（送迎サービス利用を除く。）。	8	
	月90時間以上の介護若しくは看護又は入院、通院若しくは通所の付添いを行っている。	6	
	介護若しくは看護又は入院、通院若しくは通所の付添いを行っている。	4	
7 災害復旧	災害（火災、風水害、地震等）の復旧に当たっている。	10	
8 就学（就学が通信教育又は在宅での就学の場合は基本点数から1点を減ずる。）	月20日以上かつ日8時間以上就学している。	9	
	月15日以上かつ日6時間以上就学している。	7	
	月10日以上かつ日4時間以上就学している。	5	
	月5日以上かつ日2時間以上就学している。	3	
	上記未満の就学	1	
9 求職中	求職中	3	
10 不存在	死亡、離婚、行方不明、未婚、拘禁等	11	
11 その他	その他社会福祉事務所長が必要と認めるもの	0～11	
	（上記項目に準ずる。）		

※保育を必要とする事由が育児休業の場合で他の保育所等の利用を希望している(転園)場合は、上記に関わらず、当該育児休業を取得している保護者の基本点数を「4点」として取り扱うものとする。

(2) 保護者が存在するが養育が困難である場合又は保護者不存在の場合

事由	細目	基本点数
社会的養護	社会福祉事務所長が、申込児童が虐待されている又はそのおそれがあると認める場合	21
	社会福祉事務所長が保護者が配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認める場合	21